

文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について
(第一次報告)

平成 3 0 年 9 月 1 8 日

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」(以下「調査・検証チーム」という。)は、8月15日の設置以降、文部科学省職員と事業者等との間の国家公務員倫理法及び倫理規程に抵触するような関係性に係る事実関係を調査するため、課長級以上の幹部職員を対象とした書面調査及び、全職員を対象としたオンライン調査を行った。加えて、官房課長級以上の全職員及び書面調査により必要と判断した職員を対象とした聞き取り調査を行った(佐野太被告人(以下「佐野被告人」という。)、川端和明被告人(以下「川端被告人」という。))の両名については、起訴されていることを踏まえ、本調査対象からは除外。)

特に、文部科学省の職員と今般の事案において逮捕・起訴された、医療コンサルティング会社の元役員であった谷口浩司被告人(以下「谷口被告人」という。)との関係性については、文部科学省職員が起訴されていることに鑑み、優先的に調査を行った。本報告は、現時点までに明らかとなった事実関係を整理し、とりまとめたものである。

なお、引き続き関連の調査を継続しているところであり、明らかになった事実関係については、今後、適宜、報告する。

1. 幹部職員に関する調査(調査票については別添1を参照)

(1) 書面調査

課長級以上の幹部職員(課長級以上の経験者を含む)268名に対して調査票を送付し、谷口被告人との関係を含め国家公務員倫理法及び倫理規程に抵触するような関係性に係る事実関係の調査を行った。その結果、268名全員からの回答があり、そのうち

谷口被告人に会ったことが「ある」と回答した者 6名

谷口被告人と一緒に会食等をしたことがあるかとの問に、「はい」と回答した者 5名

であった。

(2) 聞き取り調査

官房課長級以上の幹部職員(官房課長級以上の経験者を含む)78名及び、上記1.(1)又はの設問に対し「ある」又は「はい」と回答した者6名(う

ち5名は前記78名に含まれる)について作業チームメンバーである弁護士による聞き取り調査を行った。

2. 全職員に関する調査(調査票については別添2を参照)

(1) オンライン調査

文部科学省職員2617名(出向中の者を含む)に対し、国家公務員倫理に係る理解及び服務規律の遵守状況の確認を行った。その結果、2617名全員からの回答があった。そのうち、

谷口被告人から供応接待等を受けたことが「ある」と回答した者 4名
上記1.の幹部職員に関する調査の対象者は含まれていない。

国家公務員が谷口被告人との接触を行っているのを見た、又は聞いたことが「ある」と回答した者 30名
上記1.の幹部職員に関する調査の対象者も含まれている。

であった。

(2) 聞き取り調査

上記2.(1)及びの設問に対し「ある」と回答した者31名について、作業チームメンバーである弁護士による聞き取り調査を行った。

上記2.(1)及びの両方に「ある」と回答した者が3名いる。

3. 谷口被告人との関係で国家公務員倫理法及び倫理規程に抵触することが疑われる事案の事実関係について

上記1.及び2.の調査により、谷口被告人との関係で判明した内容は以下のとおり。

(1) 戸谷一夫(事務次官)

【本人の説明による事実関係等】

本人は、文部科学審議官在任中の平成27年10月頃、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)に理事として出向していた川端被告人から、元国会議員A氏との会合への誘いを受けて、会食等に参加した。川端被告人からは、A氏は科学技術に関心のある政治家であり、知己を得ることは有益ではないかと聞いていたところ、「政治家は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの会合に参加した。

一次会では、四谷の飲食店において、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏、C氏及びD氏の合計7名で会食をした。また、二次会は、銀座のクラブで行われており、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏及びC氏の合計6名

が参加した。二次会にはおそらくタクシーで移動したのではなかったか、とのことだった。本人は、川端被告人以外の者とはそれまで面識がなく、この会食の場において初めて会ったものである。会食時の話題は、A氏を中心に話をしていたのは覚えているが、その内容については覚えていないとのことであった。

これらの会食に要した経費について、本人は支払を行わなかった。本人の見解では、一次会は一人1万円を上回る程度、二次会は一人5万円を上回る程度になるかと思う、とのことであった。二次会終了後どのように帰宅したのかは覚えていないとのことだった。

なお、その後、平成28年の4～6月頃、谷口被告人が一度だけ文部科学審議官室に立ち寄って挨拶を交わしたが、特に業務に関する要望や会話はなく、それ以降、本人と谷口被告人との関係はなかった。

【調査検証チームとしての事実認定¹】

[供応接待に関すること]

平成27年10月29日に四谷の飲食店において、本人(当時:文部科学審議官)、川端被告人(当時:JAXA理事)、谷口被告人(国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員)、A氏、B氏、C氏及びD氏の7名による会合が行われた。また、その後タクシーで移動し、二次会として銀座のクラブにおいて、本人、川端被告人、谷口被告人、A氏、B氏、C氏の6名による会合が行われた。

本人の説明によると、一次会は少なくとも1万円を上回る程度であり、二次会は少なくとも5万円を上回る程度だった。

また、一次会から二次会までの距離は5.4km程度であり、タクシー代はおよそ2千円程度であった。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

[利害関係性に関すること]

文部科学省は当時川端被告人が所属するJAXA及びD氏に補助金を支出していた。

【評価】

[利害関係性の有無]

¹ 今回の第一次報告において、「事実認定」は、「利害関係性の有無」や「国家公務員倫理法及び倫理規程との関係」の評価を行うために必要な事実関係について、調査・検証チームとして可能な範囲で整理したものである。

川端被告人は当時 J A X A 理事であり、文部科学省から J A X A に補助金を支出していたことから、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

谷口被告人は国会議員 E 氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

A 氏、B 氏及び C 氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

D 氏は、文部科学省から D 氏に補助金を支出しており、本人の職務権限に鑑みると、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

平成 27 年 10 月 29 日に四谷の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参加者が、医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B 氏、文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、それ以外の者、具体的には A 氏、C 氏及び D 氏である。これらの会合は、谷口被告人及び B 氏から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、A 氏が参加する会合に参加しないかと本人を誘ったものである。

誘われた本人及び川端被告人は、会合の経費を一切負担しておらず、また、D 氏は二次会には参加していないため、この会合における飲食は、全体としてその他の二次会参加者による本人に対する供応接待であると考えられ、本人の証言を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも 6 万円を上回る程度の高額な供応接待を受けたと考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 5 条第 1 項に違反する疑いがある。

また、以下(2)～(4)の事案における幹部職員の行為は自らが倫理監督官(文部科学省では事務次官)であった時期の行為であり、加えて、文部科学省幹部である佐野被告人及び川端被告人が逮捕・起訴されていることを踏まえると、倫理監督官としての極めて重い管理監督責任がある。

(2) 高橋道和(初等中等教育局長)

【本人の説明による事実関係等】

本人がスポーツ庁次長在任中の平成 28 年 4 月頃より、谷口被告人は自身が

政策顧問を務めていた国会議員 E 氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。このような中、同年 8 月頃、JAXA の理事として出向していた川端被告人が谷口被告人及び B 氏を連れてスポーツ庁次長室を訪れ、これ以降、数次にわたり、谷口被告人から本人に対し当該団体設立に関する相談があった。

その後、平成 29 年 4 月に一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構（以下「SPOCOM」という。）が設立されるとともに、同年 6 月 29 日には SPOCOM の発足記念会が開催され、本会にはスポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。また、E 氏よりその日の夜に懇親会を開催するので参加して欲しいとの要請がある旨、川端被告人から伝えられた。本人は、「政治家は国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの懇親会に参加した。

懇親会は新橋の飲食店で開催され、出席者は、本人、スポーツ庁参事官、川端被告人、谷口被告人、B 氏及び E 氏であり、当日は貸し切り状態だった。途中から地方議会議員が数名合流した。発足記念会が開催された夜の会食であったので、打ち上げ的な趣旨の会だと認識していた。本人の見解では、料理の値段はわからなかったが、食材から鑑みて、数千円といった金額に収まらないことが理解できるようなものであり、料理が 1 万円、お酒が入れば 2 万円までになるかと思う、とのことであった。経費については、本人は支払を行わず、E 氏が支払を行ったと認識していた。

谷口被告人とは、それ以降、初等中等教育局長に異動後の平成 30 年 1 ~ 2 月頃、フィリピンの教師による日本での英語授業視察等の件で、電話等のやりとりが数回あった。

【調査検証チームとしての事実認定】

[供応接待に関する事]

平成 29 年 6 月 29 日に SPOCOM の発足記念会が開催され、その日の夜に懇親会が開催された。懇親会の参加者は、本人（当時：スポーツ庁次長）、当時のスポーツ庁参事官、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員 E 氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B 氏、E 氏のほか、2 ~ 3 名であった。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

[利害関係性に関する事]

スポーツ庁の委託事業である「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」（以

下「強化事業」という。)の公募は、平成29年4月11日に始まり、続いて、同12日、SPOCOMが「スポーツ界のコンプライアンスの強化を図るため、コンプライアンス教育の充実を図り、より健全なスポーツの普及・振興に資する」ことを目的に設立された。当時、谷口被告人は、当該機構の監事に就任していた。同機構は、平成29年5月2日に強化事業に応募申請しており、スポーツ庁における審査を経て同年5月23日に同機構の応募申請が委託事業の一つとして採択された。その後、同年6月29日には団体の発足記念会が開催された。本会には、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。

他方、本人は、当時、スポーツ庁参事官の上司にあたる者であった。

【評価】

[利害関係性の有無]

谷口被告人が設立に関与していたSPOCOM(設立時に谷口被告人は監事に就任)は、平成29年6月29日の時点で、平成29年度のスポーツ庁の委託事業(「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」)に委託先として採択されていたため、当時、スポーツ庁次長であった本人に対して谷口被告人が役員を務める当該機構は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

平成29年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催され、同夜に新橋の飲食店で行われた懇親会は、主な参加者が、SPOCOMの設立に向けてスポーツ庁等と接触を図っていた関係者、具体的には、E氏、監事に就任した谷口被告人、B氏、スポーツ庁等関係者、具体的には、本人、当時のスポーツ庁参事官、川端被告人であり、前者が後者を誘って催されたものである。誘われた後者は懇親会の経費を一切負担しておらず、この懇親会における飲食は、利害関係者であるSPOCOM側のスポーツ庁等の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人は、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号の違反が強く疑われる。

また、本人には同席していたスポーツ庁参事官の上司としての管理監督責任がある。

(3) 義本博司(高等教育局長)

【本人の説明による事実関係等】

本人は谷口被告人との面識はなかったが、高等教育局長着任後の平成29年9月、国際統括官であった川端被告人から、国会議員E氏の事務所の関係者である谷口被告人に会ってほしいという依頼があり、同年9月15日に新橋の飲食

店で行われた会合に参加した。会合の参加者は本人、川端被告人、谷口被告人及びB氏であった。会合時の話題は川端被告人と谷口被告人との交友のいきさつなどが中心であり、本人の業務に関する話はほとんどなかった。その後、谷口被告人から二次会への参加を誘われ、会合の参加者全員が銀座のクラブに行った。二次会終了後タクシーチケットを渡され、自宅まで帰宅した。

これらの会食に要した経費について、谷口被告人側が支払を行った。翌日、本人は川端被告人に費用の件を相談したが、請求されなかったことから支払を行わなかった。当該経費については、本人の説明によると、一次会、二次会、帰りのタクシー代で1人当たり10万円を超えるとのことだった。

その後、本人は同年9月22日に職場において谷口被告人の訪問を受け、独立行政法人大学入試センター（以下「入試センター」という。）が平成32年度大学入試から新たに導入を予定している「大学入試英語成績提供システム」について、同被告人が関わっていると思われるフィリピン・セブ島の英語教育・教材開発会社が、入学者選抜に活用される「資格・検定試験」を実施する事業者として参入できないかとの相談を受けた。しかし、当該システムへの参加が認められるためには、入試センターが定める要件（高等学校学習指導要領やC E F Rへの準拠、全国規模で開催する体制ができていることなど）をクリアする必要があること等の制度の説明を行い、暗に参加は困難である旨を伝えたところ、その後は本件について谷口被告人が言及することは一切なくなった。

また、本人は同年10月2日に職場において谷口被告人及びB氏の訪問を受け、本人の知り合いの他省庁の幹部F氏との懇談の機会を持ちたいので、調整して欲しいとの依頼を受け、本人からF氏に連絡したところ、会費制で行うということでした。参加者は、本人、川端被告人、谷口被告人、B氏及びF氏であった。なお、会食時に、谷口被告人から本人に対して特定の事柄の依頼や働きかけはなかった。会食終了後、同年9月15日の会合の反省から、会費を支払う旨を谷口被告人に伝え、後日、川端被告人を通して5千円の支払を行った。その日は二次会には参加せず、電車で自宅に帰った。

その後、平成30年になって、谷口被告人より、病院運営ガバナンスのガイドラインを作成するための「病院事業評価研究会」（国会議員を代表とした任意の民間団体）を立ち上げたので、厚生労働省の医政局とともに会議に出席してほしい旨の依頼があり、同年6月27日の第1回会合にオブザーバーとして参加した。

【調査検証チームとしての事実認定】

[供応接待に関すること]

平成29年9月15日に新橋の飲食店において、本人（高等教育局長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）及びB氏の4名による会合が行われた。また、その後、二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。

本人の説明によると、一次会、二次会、帰りのタクシー代で10万円を超えるものだった。本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

平成29年10月10日に神田の飲食店において、本人（高等教育局長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B氏及びF氏の5名による会合が行われた。

本人の説明によると、川端被告人に会費を確認したところ、一人当たり5千円とのことで支払を行った。しかしながら、今回の調査検証に際し、飲食店に確認したところ全体でおよそ10万円だった。

[利害関係性に関すること]

谷口被告人及びB氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の支出等は確認できなかった。

【評価】

[利害関係性の有無]

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

B氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

なお、平成29年9月22日に谷口被告人が本人の職場を訪問し、「資格・検定試験」を実施する事業者として参入できないかと相談があったが、個別の申請や参入の可否を決定する権限は入試センターにあり、「資格・検定試験」を実施する事業者への参入について、高等教育局には許認可等の権限がないため、この相談をもって、本人と谷口被告人の間に国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係性が生じることはないと考えられる。

また、平成30年度以降、谷口被告人から、谷口被告人らが立ち上げた「病院事業評価研究会」に厚生労働省医政局とともに、大学病院を所管する文部科学省高等教育局にもオブザーバーで参加して欲しいとの依頼があり、平成30年6月27日の第一回会合に本人も参加しているが、高等教育局には、当該団

体に対する許認可等の権限や補助金の支出等がないため、当該研究会への参加をもって、本人と谷口被告人の間に国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係性が生じることはないと考えられる。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

平成29年9月15日に新橋の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参加者が、医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B氏、文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人である。これらの会合は、谷口被告人及びB氏から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、谷口被告人からの依頼として本人を誘い、催されたものである。

誘われた本人及び川端被告人は、懇親会の経費を一切負担しておらず、これらの会合における飲食は、谷口被告人側の文部科学省側の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人の証言を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも10万円を超える程度の高額な供応接待を受けたと考えられる。

また、同年10月10日に神田の飲食店で行われた会合は、参加者が、医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、B氏、文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、F氏である。この会合は、谷口被告人から、F氏との懇談の機会を持ちたいとのことで、本人がF氏と調整した上で川端被告人及びF氏と共に、会合に参加したものである。

本人は後日、川端被告人に会費を確認した上で同人を通じて5千円を支払っているが、仮に会食に要する経費が、1人当たりおよそ2万円であるとすれば、およそ1万5千円程度の供応接待を受けたと考えられる。

これらを踏まえると、平成29年9月15日において本人が受けた供応接待だけでも、少なくとも10万円を超える額と考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第5条第1項に違反する疑いがある。

(4) 柿田恭良(大臣官房総務課長)

【本人の説明による事実関係等】

平成29年4月、会計課長に就任した際、当時、国際統括官であった川端被告人から、会計課長就任祝いを開催したいとの誘いを受け、同年4月7日の夕刻に新橋の飲食店で行われた会合に参加した。参加者は、本人、川端被告人、谷口被告人及びC氏であった。会食時の話題は、川端被告人を中心とする雑談であり、本人の業務に関する話はほとんどなかった。会食終了後、川端被告人から、就任

祝いだから二次会も行くよう促されたので、会合の参加者全員が銀座のクラブに行った。本人の認識では二次会の経費は1万円くらいだと思っていた。これらの会食に要した経費については、川端被告人は支払う様子は無かったが、本人は、川端被告人が後日精算すると推測していた。また、帰りには、店側が用意したタクシーで自宅まで帰ったが、料金については店側が支払うこととなっている旨を運転手から聞いたので本人は支払を行わなかった。その後の4月10日、本人は川端被告人の執務室を訪問し費用の負担を申し出たが、川端被告人から、本人の会計課長就任祝いだから会費は不要との返答があったので、川端被告人が支払うものと思い、その厚意を受けることとした。

【調査検証チームとしての事実認定】

[供応接待に関する事]

平成29年4月7日に新橋の飲食店において、本人（当時：会計課長）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）及びC氏の4名による会合が行われた。また、その後二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。

別の日にこれら二軒の店で供応接待を受けた3.(3)の幹部職員の場合、一次会、二次会、帰りのタクシー代で10万円を超えていた。

本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

[利害関係性に関する事]

谷口被告人及びC氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の支出等は確認できなかった。

【評価】

[利害関係性の有無]

谷口被告人は国会議員E氏の政策顧問であり、また医療コンサルティング会社役員であったが、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

C氏は、本人の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

平成29年4月7日に新橋の飲食店及び銀座のクラブで行われた会合は、参

加者が、医療コンサルティング会社の関係者、具体的には役員の谷口被告人、文部科学省関係者、具体的には本人、川端被告人、それ以外の者、具体的にはC氏である。これらの会合は、谷口被告人から飲食等の接待を受けたとして逮捕・起訴された川端被告人が、本人の会計課長の就任祝いとして誘ったものである。

誘われた本人及び川端被告人は、会合の経費を一切負担しておらず、この会合における飲食は、全体としてその他の会合参加者による本人に対する供応接待であると考えられ、別の日にこれら同一の店で供応接待を受けた3.(3)の幹部職員の事例を踏まえると、一次会、二次会及びタクシー代として少なくとも10万円程度の高額な供応接待を受けたと考えられ、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第5条第1項に違反する疑いがある。

(5) Gスポーツ庁参事官(当時)

【本人の説明による事実関係等】

本人が、当時、スポーツ庁参事官在任中の平成28年4月頃より、谷口被告人は、自身が政策顧問を務めていた国会議員E氏とともに、スポーツ・コンプライアンスに関する団体を新たに設立することを目的とし、文部科学大臣やスポーツ庁長官を訪問するなどしていた。本人は、同年4月頃に谷口被告人がE氏とともに当時の文部科学大臣を訪問した際に同席し、これ以降、10回以上にわたり、スポーツ・コンプライアンスの関係で谷口被告人と会っていた。本人が谷口被告人と会った際の主な話の内容は、谷口被告人が研究員として参加していた大学の研究所の研究会へ本人が参加した際の意見交換と、スポーツ・コンプライアンスに関するスポーツ庁の取組に関する説明等であった。当時、スポーツ選手の不祥事が続いていたこともあり、本人は、スポーツ・コンプライアンスの政策的な重要性を感じていた。

また、平成29年4月にSPOCOMが設立されるとともに、同年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催され、その日の夜に、E氏が懇親会を開催するので参加して欲しいとの要請(E氏からの直接の要請であったかは覚えていないとのこと)があった。本人は、「政治家は国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しない。」との認識でこの懇親会に参加した。懇親会は新橋の飲食店で開催され、本人が覚えている出席者は、本人の他に、高橋道和スポーツ庁次長(当時)、谷口被告人及びE氏であった。本人の見解では、5千円ぐらいの会食かと思ったが、珍しい料理との話もあったのもう少し高かったかもしれないと思ったとのことであった。経費については、本人は支払を行わず、議員側が支払を行ったと認識していた。

【調査検証チームとしての事実認定】

[供応接待に関すること]

平成29年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催されその日の夜に懇親会が開催された。懇親会の参加者は、本人（当時：スポーツ庁参事官）、高橋スポーツ庁次長（当時）、川端被告人（当時：国際統括官）、谷口被告人（国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員）、B氏、E氏のほか、2～3名であった。

本人は飲食に要する経費の支払を行わなかった。

[利害関係性に関すること]

平成29年4月11日には、スポーツ庁の委託事業である「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」（以下「強化事業」という。）の公募が始まり、続いて、同月12日、SPOCOMが「スポーツ界のコンプライアンスの強化を図るため、コンプライアンス教育の充実を図り、より健全なスポーツの普及・振興に資する」ことを目的に設立された。当時、谷口被告人は、当該機構の監事に就任していた。同機構は、平成29年5月2日に強化事業に申請しており、スポーツ庁における審査を経て同年5月23日に同機構の申請が委託事業の一つとして採択された。その後、同年6月29日には団体の発足記念会が開催された。本会には、スポーツ庁長官が出席し祝辞を述べたほか、本人も出席していた。

他方、本人は、スポーツ庁において参事官として、上記委託事業において中心的な役割を果たし、谷口被告人やE氏とも10数回にわたりやりとりを行っていたものである。

【評価】

[利害関係性の有無]

谷口被告人が設立に関与していたSPOCOM（設立時に谷口被告人は監事に就任）は、平成29年6月29日の時点で、平成29年度のスポーツ庁の委託事業（「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」）に委託先として採択されていたため、当時、スポーツ庁参事官であった本人に対して谷口被告人が役員を務める当該機構は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

本検討内容については、現在調査中。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

平成29年6月29日にSPOCOMの発足記念会が開催され、同夜に新橋

の飲食店で行われた懇親会は、主な参加者が、SPOCOMの設立に向けてスポーツ庁等と接触を図っていた関係者、具体的には、E氏、監事に就任した谷口被告人、B氏、スポーツ庁等関係者、具体的には、本人、高橋スポーツ庁次長、川端被告人であり、前者が後者を誘って催されたものである。誘われた後者は懇親会の経費を一切負担しておらず、この懇親会における飲食は、利害関係者であるSPOCOM側のスポーツ庁等の参加者に対する供応接待であると考えられ、本人は、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号の違反が強く疑われる。

本検討内容については、現在調査中。

(6) 初等中等教育局課長補佐級職員(当時)

【本人の説明による事実関係等】

平成29年7月20日、元国会議員のH氏と学校視察へ同行した際、谷口被告人も国会議員E氏の関係者(政策顧問)ということで同行していた。その後の同年9月12日、学校視察時の打ち上げという名目で、谷口被告人が幹事となって四谷の飲食店で開催された懇親会に参加した。参加者は、本人と谷口被告人以外にI氏、J氏及びK氏がいたが文部科学省職員は本人だけであった。懇親会での話題は、英語教育の話、料理やお酒の話であり、事業に関して具体的な話はなかった。本人は、谷口被告人に会食に要する経費の支払を申し出たものの断られてしまい、結果的に支払を行わなかった。前後の状況からすると谷口被告人が支払ったものと思われる。他の人たちも会食の経費を支払っている様子はなく帰って行った。会食に要する経費は、本人によると一人7千円～8千円程度になるかと思う、とのことであった。この懇親会への参加以降、谷口被告人には会っていない。

本人は谷口被告人に対して業務上の権限はなく、利害関係者には当たらないものと考えていた。

【調査検証チームとしての事実認定】

[供応接待に関する事]

平成29年9月12日に四谷の飲食店において、本人(当時:初等中等教育局課長補佐級職員)、谷口被告人(国会議員E氏の政策顧問及び医療コンサルティング会社役員)、I氏、J氏及びK氏の5名による会合が行われた。

本人の説明によると、会食に要した経費は一人7千円～8千円程度であった。本人は会食に要した経費の支払を行わなかった。

[利害関係性に関する事]

谷口被告人、I氏、J氏及びK氏に対する、本人の職務権限に基づく補助金の

支出等は確認できなかった。

【評価】

[利害関係性の有無]

本検討内容については、現在調査中。

[国家公務員倫理法及び倫理規程との関係]

本検討内容については、現在調査中。

(7) その他

1 . (1) で谷口被告人に会ったことが「ある」と回答した6名のうちの5名は、同 で谷口被告人と一緒に会食等をしたことがあるかとの問い「はい」と回答しており、上記3 . (1) ~ (5) の5名に該当する。1 . (1) で「ある」と回答した残りの1名については、本人によれば谷口被告人から業務上の説明を求められたので対応しただけであり、供応接待等を一切受けていない。

また、2 . (1) で谷口被告人から供応接待等を受けたことが「ある」と回答した4名のうち1名は、上記(6)に該当し、その他の3名については、現在調査中である。

2 . (1) で国家公務員が谷口被告人との接触を行っているのを見た、又は聞いたことが「ある」と回答した者30名についても、現在調査中である。

なお、今回判明した事例に関し、国家公務員倫理法第6条に定められた贈与等報告書は提出されていない。

4 . 再発防止に向けての所見

今回の調査を通じて、文部科学省及びスポーツ庁の一部の幹部職員が谷口被告人側から飲食等の接待を受けていたことが判明した。

その中には、利害関係者からの供応接待が強く疑われる事例や、利害関係者とは認められない者からではあるが社会通念上相当と認められている程度を超えた供応接待が疑われる事例があった。また、これらの事例においては、贈与等報告書の提出がなされていなかった。

文部科学省は、これら事例が本来他の職員を指導監督すべき幹部職員により行われていたことを極めて深刻に受け止め、猛省する必要がある。

文部科学省の職員、特に幅広い権限をもつ立場の職員は、相手方が利害関係者であるかについて、細心の注意を払うべきである。政治家やその関係者について

は、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に該当しないとの認識の下に行動をしている事例がみられるが、政治家等であっても、本人が事業者である場合や利害関係者の代理人等にあたる場合には、問題になることが有り得ることを十分認識すべきである。

また、酒食を共にし、ことにクラブにおける二次会等の高額な料金を自らが支払わない場合の対処の仕方・認識に甘さが感じられる。会食の場では特段の受託が行われなくても、その後間を置かず訪問があり、様々な相談、依頼が持ち込まれているような状況には、国民の視点から重大な問題があると言わざるを得ない。

川端被告人という職場の関係者からの誘いがあったとしても、枢要なポストにつく幹部が数多く谷口被告人側の供応接待を受けていたという現実には、単に個人の問題に帰着させるのでは不十分であり、今後は、文部科学省は組織として、現状の問題分析に取り組み、利害関係者はもちろん、それ以外の事業者等との付き合い方についても、現在の慣習を見直し、新たに適正なルールを設定すること等が求められる。また、文部科学省幹部職員及び全職員の倫理意識を抜本的に向上させるとともに、今回の調査に至るまで供応接待の事実が明らかにならなかったことに鑑み、省内の内部通報制度の改革、実効化と贈与等報告書提出義務の実質化、ならびに国家公務員倫理の遵守状況のチェック体制の強化など、国家公務員倫理法及び倫理規程の遵守を実効性をもって厳しく担保する必要がある。

また、今回の事案は、法令遵守と適正な情報伝達が十分に達成されなかったといえるが、そうしたことを防ぐために文部科学省内の「法令遵守の組織文化」、「国民の視点を重視する組織文化」、「風通しのいい組織文化」等の醸成など、統制環境の整備について検討する必要がある。

調査・検証チームとしては、引き続き関連の調査を行っていくこととしているが、文部科学省においてはその結果を真摯に受け止め、文部科学省の担う重要な行政課題に、国民の十分な信託を受けつつ職員が安心して取り組み、公正な職務の遂行が果たせるよう、組織内部の問題把握と改善に向けての早急な取組を強く望む。